

大口町告示第39号

大口町介護保険居宅介護（予防）住宅改修費受領委任払いに関する要綱の一部を
改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町介護保険居宅介護（予防）住宅改修費受領委任払いに関する要綱の一部を改正する要綱

大口町介護保険居宅介護（予防）住宅改修費受領委任払いに関する要綱（平成15年大口町告示第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「町」という。)」を削る。

第2条中「あらかじめ町と契約を締結した住宅改修事業者」を「介護保険給付の制限を受けていない者で、大口町介護保険居宅介護（予防）住宅改修費、大口町介護住宅改修費助成費及び大口町在宅生活支援助成費受領委任払いに関する取扱事業者登録要綱（令和2年大口町告示第36号。以下「事業者登録要綱」という。）第3条により登録を受けた住宅改修施工事業者」に改める。

第3条第1項中「大口町介護保険居宅介護（予防）住宅改修費受領委任払い申請書（様式第1）」の次に「及び大口町介護保険条例施行規則（平成12年大口町規則第13号。以下「規則」という。）別表第2に定める介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書」を加える。

第5条第2項中「大口町介護保険居宅介護（予防）住宅改修費受領委任払い給付決定（却下）通知書（様式第7）」の次に「及び規則別表第2に定める介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給（不支給）決定通知書」を加え、「申請者に通知するとともに、」の次に「事業者登録要綱第6条の規定により改修事業者に」を加える。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による改正後の大口町介護保険居宅介護（予防）住宅改修費受領委任払いに関する要綱の規定は、令和2年4月1日以後に申請書の提出のあったものから適用する。